

# 兵庫県公報

令和2年11月10日 火曜日 第156号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

### 告 示

|                                                                                            |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ○ 公印の新調（文書課）                                                                               | 1  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）           | 2  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同） | 2  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）               | 3  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）    | 4  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同）               | 4  |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）                                                    | 5  |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）                                                                     | 9  |
| ○ 同 上（同）                                                                                   | 9  |
| ○ 同 上（同）                                                                                   | 9  |
| ○ 同 上（同）                                                                                   | 9  |
| ○ 同 上（同）                                                                                   | 10 |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同）                                                                         | 10 |
| ○ 同 上（同）                                                                                   | 10 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）                                                                    | 10 |

### 公 告

|                                                 |    |
|-------------------------------------------------|----|
| ○ 入札公告（管財課）                                     | 11 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課） | 13 |
| ○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）                           | 15 |
| ○ 同 上（同）                                        | 15 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同） | 16 |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）                       | 20 |
| ○ 同 上（同）                                        | 21 |
| ○ 同 上（同）                                        | 22 |
| ○ 同 上（同）                                        | 23 |
| ○ 同 上（同）                                        | 24 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）                | 25 |
| ○ 同 上（同）                                        | 25 |
| ○ 同 上（中播磨県民センター）                                | 25 |

### 警察本部公告

|           |    |
|-----------|----|
| ○ 落札者等の公示 | 26 |
|-----------|----|

## 告 示

### 兵庫県告示第1143号

次に掲げる公印を新調し、令和2年10月26日からその使用を開始した。

令和2年11月10日

## (5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 7,965,931kWh/1 year

## (3) Fulfillment period:

From April 1, 2021 through March 31, 2022

## (4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

## (5) Deadline for tender:

10:00 December 23, 2020 by direct delivery

17:00 December 22, 2020 by mail

## (6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Kitazawa, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 Ext. 2548

## 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害

警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸 敏三

#### 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                           | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------------------|--------------------|---------------------|
| 兼田（急）Ⅰ-2<br>（102010460）       | 姫路市兼田（別図1のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             |
| 兼田（急）Ⅰ-3<br>（102010461）       | 姫路市兼田（別図2のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             |
| 北八家（1）（急）Ⅰ-2<br>（102010462）   | 姫路市八家（別図3のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             |
| 木場西ノ町（1）（急）Ⅰ-2<br>（102010463） | 姫路市木場（別図4のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             |
| 南山河（急）Ⅰ-2<br>（102010464）      | 姫路市の形町的形（別図5のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 北山河（急）Ⅰ-2<br>（102010465）      | 姫路市の形町的形（別図6のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 磯（急）Ⅰ-2<br>（102010466）        | 姫路市の形町的形（別図7のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 西仮屋（2）（急）Ⅰ-2<br>（102010467）   | 姫路市の形町的形（別図8のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 東山（2）Ⅱ<br>（102010468）         | 姫路市東山（別図9のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             |
| 坂元Ⅰ<br>（202010176）            | 姫路市四郷町坂元（別図10のとおり） | 土石流                 |

（別図1から別図10までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

#### 2 指定の案の閲覧期間

令和2年11月18日（水）から同年12月2日（水）まで

#### 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、東出張所、白浜支所、妻鹿サービスセンター、的形サービスセンター及び大塩サービスセンター

#### 4 意見書に関する事項

##### (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

##### (2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

##### (3) 提出期限

令和2年12月2日（水）まで（当日消印有効）

##### (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月1日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第397号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

東阿保(2)Ⅰ(102010388)の項中別図1、兼田(急)Ⅰ(102010401)の項中別図12、北八家(1)(急)Ⅰ(102010413)の項中別図24、木場Ⅰ(102010416)の項中別図27、木場西ノ町(1)(急)Ⅰ(102010418)の項中別図29、山脇Ⅱ(102010425)の項中別図36、南山河(急)Ⅰ(102010438)の項中別図48、北山河(急)Ⅰ(102010439)の項中別図49、磯(急)Ⅰ(102010441)の項中別図51、福泊Ⅱ(102010444)の項中別図54、西仮屋(2)(急)Ⅰ(102010448)の項中別図58を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年11月18日（水）から同年12月2日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、東出張所、白浜支所、妻鹿サービスセンター、的形サービスセンター及び大塩サービスセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年12月2日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月1日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第790号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

別所Ⅱ(102010225)の項中別図55を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年11月18日（水）から同年12月2日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、東出張所、白浜支所、妻鹿サービスセンター、的形サービスセンター及び大塩サービスセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

### (3) 提出期限

令和2年12月2日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月1日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

[illegible]

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月10日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 深志野Ⅰ<br>(102010212)    | 姫路市御国野町深志野（別図１のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図１のとおり                       |
| 深志野(2)Ⅱ<br>(102010214) | 姫路市御国野町深志野（別図２のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図２のとおり                       |
| 深志野(4)Ⅱ<br>(102010216) | 姫路市御国野町深志野（別図３のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図３のとおり                       |
| 深志野Ⅲ<br>(102010217)    | 姫路市御国野町深志野（別図４のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図４のとおり                       |
| 小川(1)Ⅰ<br>(102010218)  | 姫路市花田町小川（別図５のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             | 別図５のとおり                       |
| 高木Ⅰ<br>(102010221)     | 姫路市花田町高木（別図６のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             | 別図６のとおり                       |
| 家具町Ⅰ<br>(102010222)    | 姫路市別所町家具町（別図７のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図７のとおり                       |
| 北宿Ⅰ<br>(102010223)     | 姫路市別所町北宿（別図８のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             | 別図８のとおり                       |
| 別所Ⅰ<br>(102010224)     | 姫路市別所町別所（別図９のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             | 別図９のとおり                       |
| 別所Ⅱ<br>(102010225)     | 姫路市別所町別所（別図10のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 別所Ⅲ<br>(102010226)     | 姫路市別所町別所（別図11のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
|                        |                     |                     |                               |

|                        |                              |         |          |
|------------------------|------------------------------|---------|----------|
| 東阿保(2)Ⅰ<br>(102010388) | 姫路市四郷町東阿保(別図12のとおり)          | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 妻鹿(2)Ⅰ<br>(102010390)  | 姫路市飾磨区妻鹿(別図13のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 妻鹿(4)Ⅰ<br>(102010391)  | 姫路市飾磨区妻鹿(別図14のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 妻鹿(5)Ⅰ<br>(102010392)  | 姫路市飾磨区妻鹿(別図15のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 大塩(1)Ⅰ<br>(102010393)  | 姫路市大塩町<br>高砂市北浜町牛谷(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 大塩(2)Ⅰ<br>(102010394)  | 姫路市大塩町(別図17のとおり)             | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 大塩Ⅲ<br>(102010395)     | 姫路市大塩町(別図18のとおり)             | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 大塩(4)Ⅰ<br>(102010396)  | 姫路市大塩町(別図19のとおり)             | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 大塩(3)Ⅰ<br>(102010397)  | 姫路市大塩町<br>高砂市曾根町(別図20のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 北原Ⅱ<br>(102010398)     | 姫路市北原(別図21のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 東阿保(2)Ⅲ<br>(102010399) | 姫路市四郷町東阿保(別図22のとおり)          | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 兼田Ⅰ<br>(102010400)     | 姫路市兼田(別図23のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 兼田(急)Ⅰ<br>(102010401)  | 姫路市兼田(別図24のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 兼田(1)Ⅱ<br>(102010402)  | 姫路市兼田(別図25のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 妻鹿Ⅲ<br>(102010404)     | 姫路市兼田(別図26のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 東阿保(1)Ⅰ<br>(102010405) | 姫路市四郷町東阿保(別図27のとおり)          | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 東阿保Ⅱ<br>(102010406)    | 姫路市四郷町東阿保(別図28のとおり)          | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 東阿保(1)Ⅲ<br>(102010407) | 姫路市四郷町東阿保(別図29のとおり)          | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 東山(1)Ⅰ<br>(102010408)  | 姫路市東山(別図30のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |

|                             |                    |         |          |
|-----------------------------|--------------------|---------|----------|
| 東山(2)Ⅰ<br>(102010409)       | 姫路市東山(別図31のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 東山Ⅱ<br>(102010410)          | 姫路市東山(別図32のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 北八家(1)(急)Ⅰ<br>(102010413)   | 姫路市八家(別図33のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 大木庭(1)(急)Ⅰ<br>(102010414)   | 姫路市木場(別図34のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 木場Ⅰ<br>(102010416)          | 姫路市木場(別図35のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 木場西ノ町(1)(急)Ⅰ<br>(102010418) | 姫路市木場(別図36のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 木場中西(2)(急)Ⅰ<br>(102010420)  | 姫路市木場(別図37のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 坂元(2)Ⅰ<br>(102010422)       | 姫路市四郷町坂元(別図38のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 山脇Ⅱ<br>(102010425)          | 姫路市四郷町山脇(別図39のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 妻鹿(1)Ⅰ<br>(102010427)       | 姫路市飾磨区妻鹿(別図40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 妻鹿(2)Ⅰ<br>(102010428)       | 姫路市白浜町(別図41のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 妻鹿東海町Ⅲ<br>(102010429)       | 姫路市白浜町(別図42のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 白浜(1)Ⅰ<br>(102010430)       | 姫路市白浜町(別図43のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 白浜(2)Ⅰ<br>(102010431)       | 姫路市白浜町(別図44のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 北松原(2)Ⅰ<br>(102010433)      | 姫路市白浜町(別図45のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 白浜(3)Ⅰ<br>(102010434)       | 姫路市白浜町(別図46のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 甲Ⅰ<br>(102010435)           | 姫路市白浜町(別図47のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 南山河(急)Ⅰ<br>(102010438)      | 姫路市の形町形的(別図48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 北山河(急)Ⅰ<br>(102010439)      | 姫路市の形町形的(別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 磯(急)Ⅰ<br>(102010441)        | 姫路市の形町形的(別図50のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |

|                           |                     |         |          |
|---------------------------|---------------------|---------|----------|
| 麓(1)(急)Ⅰ<br>(102010443)   | 姫路市的形町的形(別図51のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 福泊Ⅱ<br>(102010444)        | 姫路市的形町福泊(別図52のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 福泊Ⅰ<br>(102010445)        | 姫路市的形町福泊(別図53のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 西仮屋(2)(急)Ⅰ<br>(102010448) | 姫路市的形町的形(別図54のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 的形Ⅲ<br>(102010449)        | 姫路市的形町的形(別図55のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 兼田(急)Ⅰ-3<br>(102010461)   | 姫路市兼田(別図56のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 東山(2)Ⅱ<br>(102010468)     | 姫路市東山(別図57のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 東阿保中谷Ⅱ<br>(202010163)     | 姫路市四郷町東阿保(別図58のとおり) | 土石流     | 別図58のとおり |
| 奥山Ⅱ<br>(202010164)        | 姫路市奥山(別図59のとおり)     | 土石流     | 別図59のとおり |
| 阿保谷Ⅰ<br>(202010167)       | 姫路市四郷町東阿保(別図60のとおり) | 土石流     | 別図60のとおり |
| 別所西谷Ⅰ<br>(202010171)      | 姫路市別所町佐土(別図61のとおり)  | 土石流     | 別図61のとおり |
| 大島北右川Ⅱ<br>(202010173)     | 姫路市別所町佐土(別図62のとおり)  | 土石流     | 別図62のとおり |
| 本郷谷Ⅰ<br>(202010174)       | 姫路市四郷町本郷(別図63のとおり)  | 土石流     | 別図63のとおり |

(別図1から別図63までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年11月18日(水)から同年12月2日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、東出張所、白浜支所、妻鹿サービスセンター、的形サービスセンター及び大塩サービスセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年12月2日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月1日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。